

邦人安全対策連絡協議会（2022年5月26日開催）結果報告

（1）総領事冒頭挨拶

本協議会は四半期ごとに開催しており、各種方面でご活躍されている方に時宜のテーマについてご講演頂くとともに、安全対策に関する情報をご提供し、またご参加の皆様から様々なご意見を頂く機会としている。本日は皆様の安全に関すること、また、コロナ規制が緩和されたことに伴う課題など、各方面からご参加頂いている方々の意見を総領事館業務に活かして行きたいと考えているので、この機会に是非とも有意義な意見交換を行ってほしい。

（2）山本主任弁護士（山本法律事務所）によるゲスト講演

「法律における都市伝説・子育て編」

【親が子の安全を確認する義務について】

○日本では、幼い子供を一人でおつかいに出し、その様子を見守る番組が人気を博しているようであるが、オーストラリア人がこの番組を見れば、そもそも子供一人で外出させられる日本の治安の良さ、また、それ以上にそれを認める社会の認識について驚くに違いない。それほど日本とオーストラリアでは子供の扱いに対する認識は異なる。

○他方、当地に暮らす日本人からは「子供は何歳から一人で外出させることができるのか」といった質問がよく寄せられる。この質問は子を一人にしてはいけないとするオーストラリアでのいわば常識的な考え方を意識してのことであろうが、実はほぼ全ての州において年齢に関する法律の明文はない。では、なぜ子を一人にしてはいけないと一般的に認識されているのか。その理由は、この国の家族法においては親が子の成熟度を適切に判断することも含め、子の安全を確認することが義務付けられているからである。ただ、この際に注意すべきは親が安易に「自分の子供はしっかりしているから一人にしても安心」と判断したからといって必ずしも子の安全を確認しているとは見なされず、実際に事故が起きた場合には、教師やコミュニティサービス等、子を支援する立場にある者が介入し、当該子の代弁者として法廷に持ち込まれるケースも珍しくなく、その際には親の判断が正しかったかが客観的に判断されることとなるからである。

○日本では親権という親の権利が法律上存在するが、オーストラリアではこれに値する権利は存在しない。親は子を養育し、その安全を確認する義務を負っているのみであり、むしろ子（満18歳未満）が親から適切な養育等を受ける権利を持っているのである。

○このようにオーストラリアでは親子関係において日本とは異なる権利・義務に関する考え方が根底にあるため、「子を一人にしてはいけない」など禁止事項として捉える考え方より、むしろ「子を一人にすべきではない」という親の義務を履行するために正しい判断をしなければならぬとする考え方が広く浸透しており、裁判所のこの考え方に沿って判断を下すこととなる。

○子を一人にしなければならない状況が発生しそうな場合は、他の大人と一緒に留守番さ

せる、また、火を使わせない、訪問者があってもドアを開けないといったルールを作っておくなど、「子の安全を確認する義務」を果たす上で正しい判断を心がけることが重要である。

【子の躰に際して注意すべきこと】

○先日、米国アカデミー賞授賞式で妻を侮辱された俳優が、相手に平手打ちを加えたというニュースがあったが、アメリカでは俳優が世間からの猛烈な批判を受けていた一方、日本では侮辱した相手にも非があるなど俳優を擁護する意見も多く見られた。

○家庭内においても、子供が悪さをした場合などに躰のためお尻を叩く、押し入れに閉じ込めるといった程度は一般的だと考えている方も多いようだが、この国ではいかなる理由であっても一切許されない。相手に手を出せば刑法違反となる可能性も大いにあるが、これが家族法においても重大な結果をもたらすこととなる。

○家族が仲良く生活しているうちは問題として表面化はしないであろうが、例えば夫婦関係が悪化し離婚裁判となった場合など、夫婦のどちらか一方に躰と称して子に手をあげた過去があった場合には財産分与、子の養育に関する問題において相当不利な要件となる。たとえ10年以上前のことであっても時効とはならない。

○以上を踏まえ、子の躰を行う際には当地の事情を十分理解した上で行うことが必要である。

【子とのスキンシップに際して注意すべきこと】

○世界でも上映され好評を博した日本の有名アニメ映画があるが、ある国では父親が子ども達と入浴するシーンが削除されたと聞いている。

○オーストラリアで同シーンが削除されたかどうかは承知していないが、当地においてこのような行動は非常に問題とされる。また、入浴に限らず、例えば同じ布団で寝るといった行為も問題となる。なお、これは父親だけでなく母親が主体となっても同様に問題となるほか、子の性別についても関係ない。

○こういった行為についても、これまで紹介した事例と同様に、第三者が積極的に介入して裁判所に持ち込まれることとなることから、「家庭内のことだから」、「我々の文化だから」といった安易な判断をせず、当地の慣習、認識に沿った行動を心がけるべきである。

(3) 渡邊領事による「安全対策」

【詐欺につながる迷惑メールについて】

○4月末に着任し、シドニーでの生活も1ヶ月を経過しようとしているところ、警備対策官の観点から不安に感じたこと等を紹介し、その上で皆様が安全・安心な生活を送る上で気をつけて頂きたいこととお話する。

○先日、私の携帯電話にショートメッセージで小包が到着した旨の案内が届いた。このメッセージには URL も同時に掲載されていたが、これは日本では不在票と別に SNS 等で再配達依頼を行うためのリンクが送られてくるといったサービスの類いかとも受け取れたが、このメッセージ、複数の電話番号を宛先として送信されていたことから偽のメッセージであったことに気づいた。ただ、その時実際に荷物を受け取る予定があったことから、より巧妙

な手口であったならリンクを開いていた可能性もある。

○この件につき NSW 州警察の知人に報告したところ、URL をクリックすると携帯電話内の情報が盗まれ、また、携帯電話がロックされ、これを解除するのに金品を要求されるといった被害に結びつく危険性があったとの指摘を受けた。

○パソコン等では、セキュリティソフトのアンチスパム機能、サーバーのフィルタリング設定、また、メールソフトでのフィルタリング設定などで迷惑メールを受信しないようにすることもできるが、電話番号に対して送信されるメッセージではこれらの対策は施せない。

○同種メッセージは、荷物の到着を待っていた私のように、実際の予定とリンクしてしまうと疑うことを忘れがちとなる。被害に遭った方の多くは「まさか自分が」と口を揃え、事実、普段は非常に警戒心の強い方であることも多い。

○一方、心の隙を突くのが詐欺師の手口であることから、不審なメッセージは削除する、身に覚えのないメッセージは開披しない、安易にリンクをクリックしないといった基本的な対応を癖付けることが被害を防ぐことに繋がる。皆様の中からこの手の被害に遭われる方が出ないように、十分ご注意ください。

【交通事故防止について】

○先週末、複数の場所で警察による検問を見かけたことから NSW 州警察の HP を確認したところ、シドニー市内で大規模な取り締まりが行われたとの記事を目にした。コロナに伴う規制が緩和されたことを受け、オーストラリア全土でいわゆる交通事故・違反が増加傾向にあるようだが、今回の取り締まりの主な目的は正常な判断を著しく鈍らせる薬物やアルコールを摂取しての運転に対する取り締まりであったようである。

○HPによると、土日の2日間を通じて、薬物に関しては 743 の検査が行われ 101 人の陽性結果が、また、飲酒に関しては 2938 回実施した呼気検査のうち 41 人が飲酒運転であったとのこと。この記事を通じて当地における薬物問題の深刻さを改めて感じたが、ここでは敢えて飲酒運転の数のみで日本の状況と比較してみたい。

○日本の警察庁が公表している交通違反の取り締まりに関する資料によると、飲酒運転の検挙数は 2021 年 1 月から 6 月末までの半年間に全国で 9,455 件となっており、一日当たりに換算すると約 51 件となる。

○このように、日本全国で 1 日に検挙される数とほぼ同数がこの週末に検挙されたこととなる。単純に飲酒の数を比較したが、麻薬も含めて酩酊状態で運転する人の数となると飛躍的に数が増えるだけでなく、日本の方が圧倒的に多であろう運転人口も考慮すると違反ドライバーの割合は数字以上に大きくなるかと思う。

○ルールを守った適切な運転をされるということはもちろん、特に夜間運転する際には、周囲を走る車に一定の割合で事故の要因となりうる悪質ドライバーがいるという認識を持ち、適切な車間距離を保つ、制御できない速度、急ブレーキは避けるなど、事故を貰わない防衛運転を徹底して頂きたい。